

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

健 第 477 号  
令和元年 6月 26日

(公社) 岡山県医師会長 }  
(一社) 岡山県病院協会長 } あて

保健福祉部健康推進課長  
( 公 印 省 略 )

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱及び  
岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱の  
一部改正について (通知)

このことについて、厚生労働事務次官から別添のとおり通知がありましたので、御了知  
いただきますようよろしくお願いいたします。

あわせて、国の要綱改正に伴い岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱  
を改正し、平成31年4月1日から適用することとしましたので、貴会員への周知につい  
て御配慮くださいますようお願いいたします。

また、改正後の国の交付要綱については、下記の厚生労働省ホームページに掲載してあ  
ります。

記

厚生労働省URL

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hoken-eisei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hoken-eisei/index.html)

厚生労働省ホームページトップからのアクセス方法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 保健衛生施設等の整備



岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班 (担当: 小林)

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283

# 岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱

平成元年12月25日

公衛第 1098号

(趣旨)

第1条 知事は保健衛生の向上を図るため、市町村等が行う保健衛生施設等の施設及び設備整備事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、昭和41年岡山県告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業（第二種感染症指定医療機関については、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）
- (2) 平成21年9月25日健発第0925第3号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業
- (3) 平成21年9月25日健発第0925第2号厚生労働省健康局長通知「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業

(交付の対象外費用)

第3条 次の費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設整備事業

イ 第2条(1)、(2)及び(3)の施設整備事業

(イ) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ロ) (イ)により選定された額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(2) 設備整備事業

イ 第2条(1)、(2)及び(3)の設備整備事業

(イ) 第2表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ロ) (イ)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を補助額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に知事が指定する日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、規則第6条の規定により、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

イ 施設整備事業と設備整備事業の間での経費の配分の変更は認めない。

ロ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ハ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 施設整備事業の内容のうち次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

イ 建物の設置場所

ロ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

ハ 病床数

(3) 設備整備事業の内容のうち次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

イ 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量

ロ 病床数

(4) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(5) 市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

(6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(申請の取下げの期限)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して、30日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条及び規則第10条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更又は

補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りでない。

（追加交付の申請）

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、当該事業年度の1月10日までに、変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

この場合、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略できるものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第9条の2 知事は、第5条又は第9条による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（施行状況の報告）

第10条 補助事業者は、規則第11条の規定により、工事に着手した日から10日以内に工事着工報告書（様式第4号）により、また、当該事業年度の2月5日の施行状況を2月15日までに工事施行状況報告書（様式第5号）により、知事に報告しなければならない。

（工事検査の申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書（様式第6号）を知事に提出して検査を受けなければならない。

（指示の申請）

第12条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により知事の指示を求める場合は、指示申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の末日のうちいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分等の承認）

第14条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄するため知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(1) 不動産その他の従物

(2) 単価50万円以上の機械器具等

2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることができる。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（消費税仕入控除税額の報告等）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る

仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第16条 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

（補助事業者が地方公共団体の場合）

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式11号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第17条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副2部とする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、精神保健法（昭和25年法律第123号）第9条第2項を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条第2項に改める規定については、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

・ 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月10日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

第 1 表

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
第一種感染症指定医療機関	知事が必要と認めた額	第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	定 額
第二種感染症指定医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×知事の認めた病床数 (2) 改造及び補修 知事の認めた額	第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	定 額
感染症外来協力医療機関	1 施設あたり  15,000千円  ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積	感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	定 額
新型インフルエンザ患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×知事の認めた病床数 (2) 改造及び補修 知事の認めた額	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。）	定 額

第 2 表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
第一種感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに、次により算出された額の合計額 133,000円×知事の認めた病床数	第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額
第二種感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに、次により算出された額の合計額 133,000円×知事の認めた病床数	第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額
	その他の設備費	4,320,000円×知事が必要と認めた病床数	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費	定 額
感染症外来協力医療機関	設備費	各施設ごとに、次により算出された額の合計額  (1)HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応も可能なものに限る) 1 施設当たり 905,000円  (2)HEPAフィルター付パーティション 205,000円×知事が必要と認めた台数  (3)個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	定 額
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに、次により算出された額の合計額 133,000円×知事の認めた病床数	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額
	その他の設備費	各施設ごとに、次により算出された額の合計額  (1)人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000円×知事が必要と認めた台数  (2)個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分  (3)簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数  (4)簡易ベット 51,400円×知事が必要と認めた台数	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	定 額



別表 1

基準単価表 ( 1 m<sup>2</sup> 当たり )

施設種別	第二種感染症指定医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関			
	鉄筋		ブロック	
構造	新設 (増設を含む)	改築	新設 (増設を含む)	改築
基準単価 (1m <sup>2</sup> 当たり)	円	円	円	円
	210,000	205,600	183,400	178,700

平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 2

施設別	基準面積
第二種感染症指定医療機関	新設、増設及び改築 15.0 m <sup>2</sup>
新型インフルエンザ患者入院医療機関	新設、増設及び改築 15.0 m <sup>2</sup>

第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住所  
氏 名

印

年度保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助金交付申請書

年度において、保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 経費所要額調書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業計画書（別紙（2）のとおり。施設整備事業関係）
- 4 添付書類
  - （1）歳入歳出予算書（見込書）抄本（非営利法人にあっては定款又は寄附行為及び収入支出予算書（見込書）抄本）
  - （2）建物の配置図，平面図，立面図，工事仕様書及び工事費目別内訳（施設整備事業関係）
  - （3）年度別施設整備計画（施設整備事業関係）

当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は，別添様式3により作成添付するものとする。
  - （4）見積書の写し等（設備整備事業関係）
  - （5）その他参考となる書類

経費所要額調査書

施設(設備)整備事業

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入予定額 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額 [(D)と(E)のいずれか少ない方の額] (F)	補助基本額 [(C)と(F)のいずれか少ない方の額] (G)	県費補助額 所 (G) × 補助率 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	事業費内訳は、別添様式1(施設整備事業関係)及び別添様式2(設備整備事業関係)のとおり

(注) (1) 施設整備事業及び設備整備事業については別業とする。 (2) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、増設工事及び改築工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築分をそれぞれ分けて記入すること。 (3) 別紙事業費内訳は各施設ごとに別業とすること。

(様式第1号関係)

別添様式1

事業費内訳 (施設整備事業関係)

○ ○ 施設

区分	費 目	員 数	単 価	金 額	備 考
補助 対象 事業 費	建築工事費		円	円	
	管 理 棟				
	治 療 棟				
	○ ○ 棟				
	○ ○ 棟				
	附帯工事費				
	電気設備工事				
	給排水設備工事				
	○○設備工事				
	○ ○ ○ ○				
	工事事務費				
	○ ○ ○ ○				
	~				
	合 計				
補助 対象 外 事業 費	用地買収費				
	事務雑費				
	○ ○ ○ 費				
	~				
	合 計				
総	計				

(様式第1号関係)  
別添様式2

事業費内訳（設備整備事業関係）  
施設区分

種目	品目	基準額			対象経費支出予定額				備考
		員数	単価	金額	規格(型式)	数量	単価	金額	
初度設備費									
	計								
その他の設備費									
	計								

(注) (1) 備考欄には、施設か所数、補助病床数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに、必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。  
 (2) 品目ごとに見積書の写し等を添付すること。  
 (3) 施設ごとに別葉で作成すること。

(様式第1号関係)

別紙(2)

事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の目的
- 3 敷地の面積及び所有状況

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地 借用地 買収用地 計		m <sup>2</sup>	

(注) 当該施設の設置に必要な敷地として予定するものについて記入すること。

- 4 施設の構造及び規模  
(第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の場合)

区分	既設		〇〇病床整備計画			備考
	病床数	うち県費に よる補助 病床数	整備計画 総病床数	当該年度 整備計画 病床数	うち県費 補助 病床数	
新設	床	床	床	床	床	建○延 階 m <sup>2</sup> 建 m <sup>2</sup>
構造						
増設						建○延 階 m <sup>2</sup> 建 m <sup>2</sup>
構造						
改築						建○延 階 m <sup>2</sup> 建 m <sup>2</sup>
構造						
改修						建○延 階 m <sup>2</sup> 建 m <sup>2</sup>
構造						
計						

(注) 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積を記入すること。

(感染症外来協力医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)

1 表

構造	規模(延面積)				備考
	〇階	〇階	〇階	計	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	各室の面積は 2表のとおり

(注) (1) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室数	面積	室 名	室数	面積	室 名	室数	面積
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
小計			小計			小計		

5 工事の施工方法 直 営 ・ 請 負

6 施工予定期間

(1) 着 工 年 月 日  
 (2) 竣 工 年 月 日

7 事業開始予定年月日 年 月 日

(様式第1号関係)  
別添様式3

年 度 別 施 設 整 備 計 画

(〇〇年度別工事内訳)

〇 〇 施 設

区 分	費 目	総事業費		年 度 別 内 訳				備 考
		面積	金 額	〇〇年度		〇〇年度		
				面積	金 額	面積	金 額	
補 助 対 象 事 業 費	建設工事 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円	
	附帯工事 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇							
	〇〇工事 〇 〇 〇 〇 }							
	合 計							
補 助 対 象 外 事 業 費	〇〇 〇 〇 〇 〇							
	〇〇 〇 〇 〇 〇 }							
	合 計							
総 計								



岡山県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業  
について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和  
41年岡山県規則第56号）第10条の規定により申請します。

1 施設整備事業

- (1) 施設名
- (2) 設置主体
- (3) 事業内容の変更（中止・廃止）の理由

（変更の場合）

(4) 設置場所

変更前

変更後

(5) 規模及び構造

(6) 経費所要額調

様式第1号の別紙(1)及び(2)に準じて作成すること。

なお当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に( )書きし、変更後を変更に対応して下段に記入すること。

(7) 添付書類

イ 設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本（非営利法人については、収支支出  
予算書（見込書）抄本）

ロ 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳

ハ その他参考となる書類

（注）(1)～(7)については、各施設ごとに別葉で作成し添付すること。

## 2 設備整備事業

### (1) 事業内容の変更（中止・廃止）の理由

(変更の場合)

- (2) 規模及び構造
- (3) 経費所要額調

様式第1号の別紙(1)及び(2)に準じて作成すること。  
なお当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に( )書きし、変更後を変更に対応して下段に記入すること。

### (4) 添付書類

- イ 設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本（非営利法人については、収支支出予算書（見込書）抄本）
- ロ その他参考となる書類

(注) (1)～(4)については、各施設ごとに別葉で作成し添付するものとするが、施設整備事業と重複するものは省略できる。

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助金変更交付申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業

について、下記のとおり交付額を変更して交付されるよう申請します。

記

1 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
差引今回所要額	金	円

2 経費所要額調書

様式第1号の別紙（1）及び（2）に準じて作成すること。

3 事業計画

なお当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（）書きし、変更後を変更に対応して下段に記入すること。

4 添付書類（様式第1号に準じて作成添付すること。）

岡山県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助事業工事着工報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業  
について、下記のとおり着工したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則  
第56号）第11条の規定により報告します。

記

- 1 施設種別・施設名
- 2 建物の構造及び面積
  - (1) 構造
  - (2) 面積 造 階建て  
延 m<sup>2</sup> (1階 m<sup>2</sup>、2階 m<sup>2</sup>、3階 m<sup>2</sup>)
- 3 工 事
  - (1) 施工方法 直 営 ・ 請 負
  - (2) 施工業者
  - (3) 契約年月日 年 月 日
  - (4) 着工年月日 年 月 日
  - (5) 完成予定年月日 年 月 日
- 4 工 事 費
  - (1) 建設工事費 円
  - (2) 附帯工事費 円
    - イ ○○設備工事費 円
    - ロ ○○設備工事費 円
- 5 工事種別施行計画（別紙のとおり）

(様式第4号関係)

別紙

工事種別施行計画

〇〇施設

工事種別	〇〇年						〇〇年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
設計事務													
入札事務													
基礎工事													
〇〇工事													
〇〇〇〇													
〇〇〇〇													

(注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在までの工事等施行状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。

2 施設ごとに別様で作成すること。

岡山県知事

殿

申請者 住所  
氏名

印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業の  
2月5日現在の施行状況について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則  
第56号）第11条の規定により報告します。

- 1 事業施行状況 （別紙(1)のとおり）
- 2 工事種別進捗状況 （別紙(2)のとおり）
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

(様式第5号関係)

別紙(1)

事業施行状況

施設名	設置主体	区分	施行面積数	工事施工率	金額	備考	
		自〇〇年〇月〇日 至〇〇年〇月〇日 現在竣工量	m <sup>2</sup>	%	円		
		自〇〇年〇月〇日 至〇〇年〇月〇日 まで竣工見込量	m <sup>2</sup>	%	円		
		自〇〇年〇月〇日	m <sup>2</sup>	%	円		
		至〇〇年〇月〇日 まで竣工見込量					
		小計					
		自〇〇年〇月〇日 至〇〇年〇月〇日 現在竣工量	m <sup>2</sup>	%	円		
		自〇〇年〇月〇日 至〇〇年〇月〇日 まで竣工見込量	m <sup>2</sup>	%	円		
		自〇〇年〇月〇日	m <sup>2</sup>	%	円		
		至〇〇年〇月〇日 まで竣工見込量					
		小計					
		合計					

(注) (1) 竣工量は、2月5日までについて記入すること。

(2) 竣工見込量は、2月5日後1ヶ月ごとの竣工量を記入する。

(3) 備考欄には、施工済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

(様式第5号関係)

別紙(2)

工 事 種 別 進 捗 状 況

〇 〇 施 設

工事種別	〇〇年						〇〇年					
	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日
設計事務	<p>----- (100%)</p>											
入札事務	<p>--- (100%)</p>											
基礎工事	<p>----- (100%)</p>											
〇〇工事	<p>----- (80%)</p>											
〇〇〇〇	<p>----- (60%)</p>											
〇〇〇〇	<p>--- (20%)</p>											

- (注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在までの工事等施行状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。  
 2 施設ごとに別様で作成すること。



第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住所  
氏名

印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助事業工事検査申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業に  
ついて、工事が竣工したので下記により工事検査を申請します。

1	工 事 名					
2	工 事 場 所					
3	工 期	着 手	年	月	日	
		完 成	年	月	日	
4	設 計 金 額					円
5	請 負 金 額					円
6	契 約 年 月 日		年	月	日	
7	施 行 業 者					
8	検 査 希 望 年 月 日		年	月	日	

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住所  
氏名

印

年度岡山県保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助事業指示申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった、標記事業  
について、下記の理由により〇〇〇〇〇〇〇となりましたので、これに対する指示を申請  
します。

記

1 工 事 名

2 理 由

第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住 所  
氏 名

㊟

年度保健衛生施設等施設・設備整備費  
補助金事業実績報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった保健衛生施設等施設・設備整備費補助金に係る事業実績について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |             |             |
|---|-------------|-------------|
| 1 | 精 算 額       | 円           |
| 2 | 経費所要額精算書    | （別紙(1)のとおり） |
| 3 | 施設整備事業実績報告書 | （別紙(2)のとおり） |
| 4 | 添付書類        |             |
- (1) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（非営利法人にあっては、収入支出決算書（見込書）抄本）
  - (2) 施設整備事業関係
    - ア 建物の配置図、平面図及び立面図
    - イ 工事請負契約書の写し（工事内訳書を含む。）
    - ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第16項による検査済証の写し
    - エ 工事の全景を確認できる全景及び室内主要部分の写真
  - (3) 設備整備事業関係
    - 契約書の写し、検収調書の写し等
  - (4) その他参考となる書類

(様式第8号関係)  
別紙(1)

経 費 所 要 額 精 算 書

〇〇施設(設備)整備事業

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (C)	基 準 額 (D)	対 象 経 費 実 支 出 額 (E)	選 定 額 〔(D)と(E) のいずれか 少ない方の 額〕 (F)	補 助 基 本 額 〔(C)と(F) のいずれか 少ない方の 額〕 (G)	県 費 補 助 所 要 額 (G) × 補助率 (H)	考 備
	円	円	円	円	円	円	円	円	事業費内訳は、別添様式1(施設整備事業関係)及び別添様式2(設備整備事業関係)のとおり

(注) (1) 施設整備事業及び設備整備事業については別業とすること。  
 (2) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、増設工事及び改築工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築分をそれぞれ分けて記入すること。  
 (3) 別紙支出済事業費内訳は各施設ごとに別業とすること。

(様式第8号関係)

別紙 ( 2 )

施設整備事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の目的

3 敷地の面積及び所有状況

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地 借用地 買収用地 計		m <sup>2</sup>	

(注) 当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

4 施設の構造及び規模

(第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の場合)

区分	既 設		今回病床整備		計 ①+③	備考
	病床数 ①	うち県費補助による 病床数 ②	整備済 病床数 ③	うち県費補助による 整備病床数 ④		
新設	床	床	床	床	床	
構造						
増設						
構造						
改築						
構造						
改修						
構造						
計						

(感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)

1 表

構 造	規 模 ( 延 面 積 )				備 考
	○ 階	○ 階	○ 階	計	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	各室の面積は 2表のとおり

(注) (1) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室数	面積	室 名	室数	面積	室 名	室数	面積
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
小計			小計			小計		

5 工事の施工方法 直 営 ・ 請 負

6 施 工 期 間

(1) 着 工 年 月 日  
 (2) 竣 工 年 月 日

7 事業開始年月日 年 月 日

8 補助金受入経過

区 分	交付決定通知 年月日及び番号	交付決定額	受入年月日	受入金額	備考
第 1 回		円	円	円	
第 2 回					
第 3 回 ～					
小 計					
補助金所 要精算額 受入未済額					
計					

9 工事契約の概要

区 分	契約金額	うち補助 対象分	契約年月日	工事期間	工事請負 業者名
本 体 工 事	円	円			
電気設備工事					
〇〇設備工事					
〇 〇 〇 〇					
計					

(様式第8号関係)

別添様式1

支出済事業費内訳 (施設整備事業関係)

〇 〇 施 設

区分	費目	総事業費			年度別内訳						備考
		員数	単価	金額	〇〇年度			〇〇年度			
					員数	単価	金額	員数	単価	金額	
補助対象事業費	建築工事費 管理棟 治療棟 〇〇棟 〇〇〇		円	円		円	円		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 〇〇設備工事  〇〇〇〇										
	工事事務費 〇〇〇〇 ~										
	合計										
補助対象外事業費	用地買収費 事務雑費 〇〇〇費 ~										
	合計										
総計											

(注) 事業が単年度の場合は、事業費欄にのみ記入し、2年以上にわたる場合には、年度別内訳も記入すること。



(様式第8号関係)  
別添様式2

事業費内訳（設備整備事業関係）

施設区分

種目	品目	員数	基準額			対象規格(型式)	数量	支出金額		備考
			単価	金額	額			単価	金額	
初度設備費	○ ○ ○ ○									
	○ ○ ○ ○									
	○ ○ ○ ○									
	計									
その他の設備費	○ ○ ○ ○									
	○ ○ ○ ○									
	○ ○ ○ ○									
	計									

(注) (1) 備考欄には、施設が所数、補助病床数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに、必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。  
(2) 施設ごとに別葉で作成すること。

第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住 所  
氏 名

㊦

財 産 処 分 等 承 認 申 請 書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった  
年度保健衛生施設等施設・設備整備費補助事業により取得（又は増加）  
した財産を下記のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41  
年岡山県規則第56号）第20条の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称
- 2 処 分 の 方 法
- 3 処 分 の 理 由

第 号  
年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 住 所  
氏 名

㊤

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定を受けた  
年度保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について、交付要綱第15  
条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額  
(要補助金等返還相当額) 金 円
- 3 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割  
合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付  
する。

様式第11号 (第16条関係)

補 助 金 調 査 書

〇〇年度

県		市					町					村					備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入		歳出			補助率	目	科	目	予算現額	うち県費補助金額	支出済額	うち県費補助金額	翌年度繰越額	うち県費補助金額	
		目	予算現額	収入済額	収入済額	科											
	円		円		円						円		円		円		円

(作成要領)

- 1 「交付決定額」は、交付決定通知書の補助金額を記入すること。
- 2 「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目を記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

新

岡山県保健衛生施設等施設、設備整備費補助金交付要綱

平成元年12月25日  
公衛第1098号

第1条～第18条 (略)

この要綱は、平成元年年度分の補助金から適用する。  
 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、精神保健法(昭和25年法律第123号)第9条第2項を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条第2項に改める規定については、平成7年7月1日から施行する。  
 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成17年11月10日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

旧

岡山県保健衛生施設等施設、設備整備費補助金交付要綱

平成元年12月25日  
公衛第1098号

第1条～第18条 (略)

この要綱は、平成元年年度分の補助金から適用する。  
 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、精神保健法(昭和25年法律第123号)第9条第2項を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条第2項に改める規定については、平成7年7月1日から施行する。  
 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成17年11月10日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

新	旧
<p>附則 この要綱は、平成21年12月18日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成21年12月18日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年4月15日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年4月15日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。</p>

新				旧			
別表 1	基準単価表 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	別表 1	基準単価表 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	別表 1	基準単価表 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	別表 1	基準単価表 (1 m <sup>2</sup> 当たり)
施設種別	第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス患者入院医療機関	施設種別	第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス患者入院医療機関	施設種別	第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス患者入院医療機関	施設種別	第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス患者入院医療機関
構造	鉄筋 新設(増設を含む)	鉄筋 新設(増設を含む)	鉄筋 新設(増設を含む)	鉄筋 新設(増設を含む)	鉄筋 新設(増設を含む)	ブロック 新設(増設を含む)	ブロック 新設(増設を含む)
基準単価 (1m <sup>2</sup> 当たり)	210,000 円	205,600 円	183,400 円	203,100 円	198,900 円	177,400 円	172,800 円
平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。				平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。			